盛岡市再犯防止推進計画

盛 岡 市 令和3年3月

はじめに

犯罪白書によりますと,我が国では平成14年をピークに刑法犯の認知件数は16年連続で減少しており,平成30年には戦後最少を更新しました。その一方で,刑法犯検挙者のうち再犯者の占める割合である再犯率は上昇しており,平成30年には48.8%と過去最高となっています。そのため,犯罪を減らし安全・安心なまちとするためには,再犯を防止することが重要な課題となっています。

本市では、盛岡市第2期地域福祉計画において基本理念として「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を掲げており、犯罪をした人であっても地域で安心して自立した暮らしができる地域社会の実現を目指していることから、平成30年度より、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」を受託し、支援体制の構築や啓発事業を実施してきました。

再犯防止には、住居の確保、就労の確保、居場所の確保が重要と言われており、再犯防止の推進に当たっては、更生保護関係者のみならず、市民や事業者等の多くの皆様の主体的な参加が重要となりますので、この計画の内容を御理解いただき、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市再犯防 止推進会議委員の皆様、パブリックコメントなどに御協力いただきました市民の皆様や 事業者等の皆様、御指導いただきました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げま す。

令和3年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

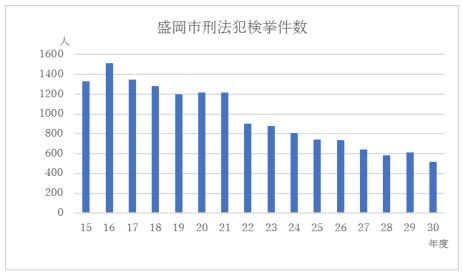
第1	計画の概要	
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置付け	2
4	再犯防止施策の対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画の期間	3
6	盛岡市再犯防止推進モデル事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 事業概要	3
	(2) 事業内容	3
	(3) 課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
7	指標	4
第2	基本方針及び重点取組	
1	基本方針	5
2	重点取組	5
第3	重点的な取組	
1	就労・住居等の確保のための取組	7
	(1) 就労等の確保	7
	(2) 住居の確保	8
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	9
3	非行防止と修学支援の実施のための取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	民間協力者の活動の広報・啓発活動の推進等の取組	11
5	国・関係機関等との連携強化のための取組	12
第4	推進体制	
1	推進体制	14

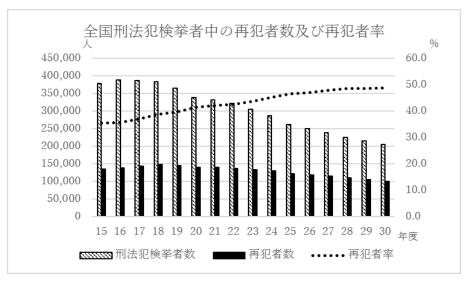
第1 計画の概要

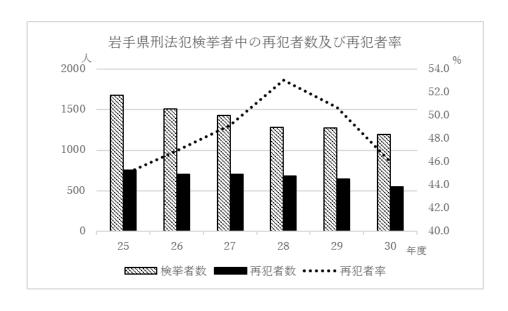
1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙件数は平成16年以降減少しており、当市においても同様に平成16年以降減少しております。

しかし、一方で、再犯者率(検挙人員に占める再犯者の比率)は年々増加を続け、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のために、「再犯防止」が重要な課題となっています。このような状況をふまえ、国において、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「法」という。)が施行され、地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。







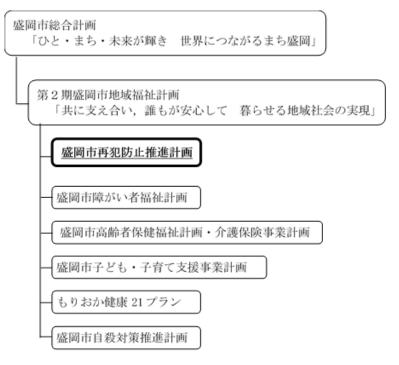
2 計画の目的

この計画は、法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が地域生活を送るうえで抱える就 労・住居の確保等の困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団 体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に 支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める計画として策定するものです。

また、上位計画である第2期盛岡市地域福祉計画との整合性を図ってまいります。



4 再犯防止施策の対象者

犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者(以下,「犯罪をした者等」という。)とします*。

※法第2条第1項に規定のとおり。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

6 盛岡市再犯防止推進モデル事業

法及び国の再犯防止推進計画の策定に伴い、地方公共団体における再犯防止の先駆 的な取組を推進することを目的とした、国のモデル事業を受託したものです。

(1) 事業概要

- ア 事業名 盛岡市再犯防止推進モデル事業
- イ 事業期間 平成30年度から令和2年度まで
- ウ 委託元 法務省

(2) 事業内容

ア 盛岡市再犯防止推進フォーラム

犯罪をした者等の立ち直りを共に支え,地域社会で受け入れ支援する取組の拡充と,市民の再犯防止及び更生保護に対する意識を高めるため,フォーラムを実施しました。

イ 実態調査

再犯防止を推進するにあたり、活用できる社会資源を把握することを目的として、アンケートによる実態調査を実施しました。

ウ 福祉施設に対する研修会

犯罪をした者等の新たな居場所及び就労の創出を目的とし、福祉施設に対して、 更生保護^{**}制度及び協力雇用主^{**}の報奨金制度を周知する研修会を実施しました。

※更生保護: 犯罪をした者等が地域社会の一員として健全に更生できるように支援し、再犯の 予防を図ること。 ※協力雇用主:犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として,犯罪をした 者等を雇用し,又は雇用しようとする民間の事業主。

エ 犯罪をした者等への支援

犯罪をした者等へ適切な支援を遅滞なく実施するうえで、矯正施設*及び保護観察所*等との連携が不可欠であることから、支援フローの構築を目的として、犯罪をした者等への支援を実施しました。

※矯正施設:刑務所,少年刑務所,拘置所,少年院,少年鑑別所及び婦人保護施設。

※保護観察所:犯罪をした者等が、社会の中で更生するよう指導と支援を行う機関。

(3) 課題

再犯防止推進フォーラムでのアンケート調査の結果では,再犯防止推進の取組の 認知度が低いことが判明したことから,市民への取組の周知を図る必要があります。

福祉施設に対する研修会のアンケート調査の結果では、ボランティア受入れ及び 職員としての採用に前向きな意見があった一方、採用時の事前情報の提供や、採用 後のフォローアップが必要との回答が数多くあったことから、関係機関と連携し、 協力雇用主への登録及び職員採用の実現に向けた体制の整備が求められています。

犯罪をした者等への支援を実施した結果,対象者が就労を目指すなど,自立した 生活に向けた成果を得られましたが,矯正施設等からの事前情報の共有について, 今後も支援フローの構築に向けて協議を継続する必要があります。

7 指標

本計画の参考指標として次の指標を設定します。

指標	現在値	目標値	
指 徐	(令和2年度)	(令和7年度)	
犯罪をした者等の就労を新たに受け入れる,	0 施設	10 施設	
福祉施設における協力雇用主の登録施設数	0 旭畝	10 旭設	
犯罪をした者等への支援件数	5件	30 件	

[※] なお,再犯率は都道府県別を最小単位としており,当市における目標を設定できないことから, 本計画の指標には含めないものとします。

第2 基本方針及び重点取組

1 基本方針

国において策定された再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)及び盛岡市再犯防止推進モデル事業の結果を踏まえ、次の方針に基づき取り組みます。

- (1) 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、国や県、民間団体、市民と連携して、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が、存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて、再 犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどし て、見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- (4) 市民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく広報等を行うことにより、広く市民の関心と理解が得られるものとします。

2 重点取組

法に規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を踏まえ,重点的に取り組む項目を次のとおりとし,これらに関する施策について,国や県,民間団体,市民と連携し,取り組みます。

- (1) 就労・住居等の確保のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- (3) 非行防止と修学支援の実施のための取組

- (4) 民間協力者の活動の広報・啓発活動の推進等の取組
- (5) 国・関係機関等との連携強化のための取組

第3 重点的な取組

1 就労・住居等の確保のための取組

(1) 就労等の確保

ア 現状と課題

- ① 自らの能力に応じた適切な職業選択ができない等により、離職してしまう場合があることから、新たな就労先の開拓が求められる。
- ② 犯罪をした者等であることへの先入観により、就労先を見つけることが困難であることから、雇用主の理解が重要となる。
- ③ 求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず、就職につながらないことから、適切な就労訓練等を実施する必要がある。
- ④ 犯罪をした者等において、障がいのある人が、必要な支援を受けられず、その特性にあった就労ができていないことから、適切な福祉サービス及び中間就労の提供が求められる。

イ 市の取組

※以下「≪≫」書きは、それぞれの「市の取組」に対応する課題を示したもの。

- ① 福祉施設における就労等の推進(地域福祉課) ≪ 1-(1)-ア①,②≫ 福祉施設における人手不足が深刻化している中,職業訓練として介護職員初任 者研修を実施している矯正施設もあることから,就労の機会の拡大や,新たな居 場所の創出を目的とし,福祉施設に対して広報を実施します。就労及び受け入れの希望があった場合は,両者をマッチングさせるための情報提供を実施します。
- ② 協力雇用主制度の周知(地域福祉課)≪1-(1)-ア①,②≫

協力雇用主制度への新規登録企業の増加を目的とし、盛岡地区更生保護協力 事業主連絡協議会、認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構*及び矯正就労支 援情報センター*と連携して制度の周知等を図ります。

※認定 NPO 法人就労支援事業者機構:犯罪をした者等が社会の一員として更生するために,事業者の立場から支援し,再犯を防止することにより,その円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り,もって個人及び公共の福祉の増進を図る機関。

- ※矯正就労支援情報センター: 犯罪をした者等が前科があるという理由から, 就労するうえで 不利にならないよう, 公共職業安定所に求人を出すに当たって 必要となる情報提供等採用手続きの支援を行う機関。
- ③ 新たな協力雇用主の開拓・確保の支援(契約検査課)《1-(1)-ア①》 盛岡市営建設工事総合評価落札方式競争入札及び盛岡市市営建設工事請負契 約競争入札参加資格審査において、保護観察対象者等の協力雇用主を評価項目と しており、受注機会の増加による協力雇用主の新規登録の機会の創出を図ります。
- ④ 就労訓練の実施(生活福祉第一課)≪1-(1)-ア③≫ すぐには就労が難しい場合,認定就労訓練事業により簡易な作業や短時間の 就労等,就労の訓練の場を提供し、就労に向けて支援します。
- ⑤ 障がい福祉サービスの提供(障がい福祉課)≪1-(1)-ア④≫ 障がいのある人が、地域社会で自立した生活を送ってもらうことを目的とし、 就労訓練を実施します。
- ⑥ 中間就労の場の拡充(地域福祉課)≪1-(1)-ア④≫
 - 一般就労が難しい方の就労の場の拡充のため、Book&Bookenergy in Morioka 事業*を推進し、中間就労の場や居場所を提供します。
 - ※Book&Bookenergy in Morioka 事業: 市民から読み終わった本を寄付してもらい,その本をクリーニング等して販売することで,就労の場と賃金を生み出す事業。

(2) 住居の確保

ア現状と課題

- ① 犯罪をした者等で、適当な帰住先が確保されない者が多く存在することから、住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再 犯防止の上で重要である。
- ② 保証人を引き受ける者がおらず、または、民間家賃保証会社の利用ができないことにより、賃貸住宅の契約ができない犯罪をした者等に対し、適切な住居を確保する必要がある。
- ③ 障がいや高齢により、自立した生活を送ることが難しい者の住居の確保をする必要がある。

イ 市の取組

- ① 市営住宅の提供(建築住宅課)≪1-(2)-ア②≫住居に困っている方に安い家賃で入居することを目的とし、法令等で定められた範囲において、住宅を提供します。
- ② 住宅確保要配慮者円滑入居住宅の周知(建築住宅課)《1-(2)-ア②》 賃貸住宅において、特定の事由を理由に入居を断らない住宅について、広報 を実施します。
- ③ 更生保護法人岩手保護院との連携(地域福祉課)≪1-(2)-ア②,③≫ 犯罪をした者等が、自立した生活を送る準備のために、帰住する先である更 生保護法人*岩手保護院(更生保護施設*)と連携し、居住支援を実施します。 ※更生保護法人: 更生保護事業を営むことを目的とし、更生保護事業法の定めるところ

により、法務大臣の認可を受けて設立される法人。

※更生保護施設: 更生保護法人等により宿泊場所や食事の供与, 就職援助, 生活指導等を 行う宿泊施設。

④ 高齢者及び障がいのある人の住居の確保

(障がい福祉課・介護保険課・長寿社会課) ≪ 1-(2)-ア③≫ 高齢者及び障がいのある人が、その特性に応じて安心して暮らせるよう施設 及び共同生活援助の整備や相談及び情報提供を行います。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

ア 現状と課題

- ① 犯罪をした者等は、困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立等複合的な課題を有していることが多く、多分野の専門機関が連携して支援する必要がある。
- ② 高齢の犯罪をした者等について、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合が、全世代の中で最も高いことから、適切な支援の提供が求められる。

イ 市の取組

① 福祉総合窓口の設置(地域福祉課)≪2-ア①≫

社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会に設立した、福祉の困りごとをまるごとワンストップで相談できる窓口である「まるごとよりそいネットワークもりおか」を活用して、必要な福祉サービス等を受けられるよう支援します。

- ② 相談支援体制の充実(地域福祉課) 《 2-ア①》 社会生活の変容に伴い複雑化・複合化する福祉課題に対し、制度の狭間を超え、 断らない相談支援体制を整備・充実させ、社会とのつながりを回復するための重 層的支援体制整備事業により、包括的な参加支援を実施します。
- ③ 障がい者福祉の推進(障がい福祉課)≪2-ア①≫障がいのある人に対する、相談機会の拡充、手帳取得や年金・手当の給付の周知、福祉サービスの提供の拡充、周知を実施します。
- ④ 高齢者福祉の推進(長寿社会課,介護保険課)≪2-ア①,②≫ 高齢者の生きがい活動の創出,健康寿命の延伸,権利擁護の推進,介護サービ スの整備や情報提供を実施します。
- ⑤ 生活困窮者への支援(生活福祉第一課) ≪ 2-ア①≫ 盛岡市くらしの相談支援室において、仕事やお金、健康などの相談に応じ、必要な支援を実施しますが、資産や能力等全てを活用してもなお、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。
- ⑥ こころの相談支援(保健予防課) ≪ 2-ア①≫ 精神疾患等のこころの不調について、相談支援を実施します。

3 非行防止と修学支援の実施のための取組

ア 現状と課題

- ① 非行の防止に向けた取組について、学校において啓発活動を実施しているが、社会全体で取り組む必要があることから、地域社会との連携が必要である。
- ② 非行少年の多くは、高校へ進学していない又は、高校を中退していることが多いことから、学習支援の対応が求められている。

イ 市の取組

① 少年非行の防止(子ども青少年課)≪3-ア①≫少年補導委員**,専任補導員*による街頭巡回活動,悩みごとや非行に関する少年相談,必要に応じて助言等を行う継続補導を実施します。

※少年補導委員:学校の教員や行政などの関係機関や補導業務に適任と認められる者から市長により委嘱又は任命された者で、問題行動のある少年に対し注意や助言などの補導活動を行う。

※専任補導員:少年センターの職員で,該当巡回活動や相談業務,その他少年センターの業務 を行う。

- ② 薬物乱用防止の啓発(学校教育課)≪3-ア①≫ 学校において薬物乱用防止教室や啓発を実施します。
- ③ 学習支援の実施(生活福祉第一課,地域福祉課)≪3-ア②≫

経済的な理由で課外学習ができない等,学習に不安を抱える中学生個別学習型の学習会の実施や,BBS会*をはじめとしたボランティアによる学習支援の取組を支援します。

※BBS会:様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、健全 に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指 す青年ボランティア団体。

4 民間協力者の活動の広報・啓発活動の推進等の取組

ア現状と課題

- ① 当市の再犯の防止等に関する活動は、保護司[※]、更生保護女性の会、BBS会等の更生保護ボランティアなどの協力により支えられてきたが、担い手が不足しており、活動の周知などにより、担い手の確保が求められる。
- ② 再犯の防止等に関する取組が、市民にとって必ずしも身近でないため、再犯の防止等に関する取組に関する関心と理解を得にくいことから、効果的な広報を実施する必要がある。

※保護司:犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会で支える民間のボランティア。

イ 市の取組

- ① 盛岡地区保護司会への協力(地域福祉課) ≪ 4-ア①≫盛岡地区保護司会に対し、運営費補助金を交付し、保護司の担い手不足解消のための広報啓発活動を実施します。
- ② 岩手県更生保護協会への協力(地域福祉課)《4-ア①》 更生保護法人岩手県更生保護協会*に対し、運営費補助金を交付します。 ※更生保護協会: 更生保護ボランティア団体に対し、助成、研修会の実施、顕彰等を行う団体。

③ 盛岡地区更生保護女性の会,盛岡地区BBS会への協力(地域福祉課)

≪ 4 - \(\tau(1) \) >

盛岡地区更生保護女性の会^{**}, 盛岡地区BBS会における更生保護ボランティアの活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

※更生保護女性の会:地域社会の犯罪等の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年 の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善更生に協力することを目的 とするボランティア団体。

④ 社会を明るくする運動*への協力(少年センター)≪4-ア②≫

国、県、更生保護団体と協力し、市民の犯罪や非行の防止と更生に関する理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く運動を推進します。

※社会を明るくする運動:国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

⑤ 再犯防止の推進に対する市民理解の増進(地域福祉課)≪4-ア②≫ 再犯防止の推進は、犯罪をした者等への支援により生活が安定することで、新たな犯罪を抑制し、ひいては、安全・安心なまちづくりに寄与するということについて、市民の理解を深めてもらうことが極めて重要であることから、再犯防止事業の重要性を市民に周知します。

5 国・関係機関等との連携強化のための取組

ア現状と課題

① 犯罪をした者等への支援は、国が刑事司法手続の枠組みの中で実施してきたが、 矯正施設等を出所して地域生活に戻った際には、積極的な支援は行われてこなかった。また、犯罪をした者等の情報や支援のノウハウ、知見が十分でなく適切な 支援を実施できなかったことから、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施 する必要がある。

イ 市の取組

① 関係機関との連携の強化(地域福祉課)≪5-ア①≫

犯罪をした者等が地域定着の実現のため支援を必要とする場合は、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センター**その他の関係機関と連携し、伴走型の支援を実施します。

また、関係機関に対し、 当市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

※地域生活定着支援センター:都道府県に設置され、矯正施設等の出所者のうち高齢又は、障がいのある人が適切な福祉サービスを受けられるよう支援する機関。(厚生労働省HPより)

② 矯正施設事業への協力(地域福祉課) 《4-ア②》

矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得ることを目的に、毎年開催される矯正展等の広報などの協力を行います。

また、被収容者の社会貢献意識の醸成のため、これまで実績のある公道の除草 清掃作業等の矯正施設の社会貢献作業事業の協力・受入れや、刑務作業で作成し た製品等に関する情報提供等を行います。

- ③ 矯正施設所在自治体間の連携の推進(地域福祉課) 《 5-ア①》 現在参加している矯正施設所在自治体会議を通じ、矯正施設が所在する自治体間の情報交換を行うとともに、再犯防止施策を推進する上での課題等について、国に対し提言や要望を行います。
- ④ 民生児童委員への取組(地域福祉課)≪5-ア①≫ 地域の一番身近な相談相手である民生児童委員を対象に、再犯防止及び更生保 護に関する研修会を開催し、犯罪をした者等の地域生活の定着を支援します。
- ⑤ 庁内連携の強化(関係各課)≪ 5-ア①≫

庁内関係各課相互の連携の場を活用し、関係各課において再犯防止推進に必要な知識・知見の向上を図るとともに、情報共有を密にして、関係各課が担当する 事業の有効活用を図ります。

第4 推進体制

1 推進体制

この計画を推進し、「誰もが安心して暮らせる地域社会」を実現するため、関係機関を構成員とする(仮称)盛岡市再犯防止推進協議会を設置し、本計画の進捗管理、支援体制等について協議を行います。

併せて, 庁内の関係部署による再犯防止を推進するための連携・協議の場を設け, 情報の共有を図り, 各部署の事業を有効に活用しながら計画を推進します。

資料

盛岡市再犯防止推進モデル事業実施結果

(1) 盛岡市再犯防止推進フォーラム

年度	H30	R 1
会場	都南文化会館大ホール	盛岡市民文化会館大ホール
内容	・クロストーク 「立ち直りをみんなで支える,安全で やさしい社会を目指して」 出演者 岩手大学准教授,保護司 民生委員 ・基調講演 演題 命の授業 講師 ゴルゴ松本 氏	 ・作文朗読 第69回社会を明るくする運動作文コンクール受賞者 大新及び城北小学校の児童2名 ・クロストーク 「再犯防止,私たちに何ができるのか」 出演者 盛岡地区 BBS 会会員3名, ふじポン ・基調講演 演題 人はいくつになっても立ち直れる,という希望 講師 江川 紹子 氏
参加者	555 人	272 人

(2) 実態調査 (一部抜粋)

調査先は、社会福祉法人 52 法人、介護福祉施設 365 施設、不動産取扱業者 160 社に郵送によるアンケートを実施した。 単位:%

		社会福 祉法人	介護施設	不動産 取扱業者
回答率		73. 1	71. 2	50.0
国の再	犯防推進計画を知っているか。			
	知っている	10.8	7. 5	4. 0
	名前は知っているが内容はわからない	27.0	31. 3	38. 7
	知らない	62. 2	61. 3	57. 3
犯罪を	した者等の立ち直りについて			
	積極的に協力したい	13. 5	4. 2	3. 9
	条件によっては協力したい	40.5	71.8	72. 4
	協力したいと思わない	45. 9	23. 9	23. 7
(積極的 るか	りに協力したい)どのような協力ができ 			
	雇用する	18. 2	15. 6	0.0
	社会復帰訓練に協力する	36. 4	43.8	0.0
	再犯防止の広報・啓発に参加する	23. 7	37. 5	83. 3
	住居確保に協力する	18. 2	3. 1	16. 7

(3) 福祉施設に対する研修会

回数	第1回	第2回	第3回		
内容	・市再犯防止推進モデル事業の取組・更生保護制度	の取組・介護福祉課程			
講師	・市地域福祉課職員 ・盛岡保護観察所職員 ・盛岡地区保護司会員	・矯正就労支援情報センター職員・山形刑務所 刑務官	・NPO法人インクルいわて理事長・市地域福祉課職員		
参加者	40 人	39 人	21 人		

(4) 犯罪をした者等への支援

盛岡保護観察所からの要請を受け、犯罪をした者等5人に対する支援を実施しました。全員、就職先がないことから、住居確保と就労が決まるまでの生活支援として、生活保護を受給しました。生活保護の申請に併せて住居の調整を行い、全員の住居を確保しました。

盛岡少年刑務所

(1) 罪名別の新受刑者数

(1) 罪名別(の新受刑者数			単位	単位:人,%		
	罪名	平成	29 年	平成	30年		
	殺人	0	0.0	1	1.2		
	強盗	2	2.8	0	0.0		
	強制性交等	1	1.4	1	1.2		
エログナ Xロ	暴行・傷害	3	4. 2	11	13. 1		
刑法犯	恐喝	3	4. 2	1	1. 2		
	窃盗	31	43. 7	35	41.7		
	詐欺	9	12. 7	11	13. 1		
	強制わいせつ	1	1.4	1	1.2		
過	失運転致死	0	0.0	2	2.4		
	道路交通法	8	11. 3	8	9. 5		
特別法犯	ストーカー規制法	0	0.0	1	1. 2		
	覚せい剤取締法	7	9. 9	10	11. 9		
その他		6	8. 5	2	2.4		
(初入)		21	29. 6	38	45. 2		
(再入)		50	70. 4	46	54.8		
	計	71	100.0	84	100.0		

(2) 帰住先別の出所者数

帰住先	平成	27 年	平成	28 年	平成 29 年		平成 30 年	
家族	61	62. 9	67	70. 5	41	55. 4	43	63. 2
知人	5	5. 2	6	6. 3	8	10.8	6	8.8
雇い主	2	2. 1	3	3. 2	7	9. 5	1	1. 5
保護施設	16	16. 5	10	10.5	8	10.8	9	13. 2
その他	13	13. 4	9	9. 5	10	13.5	9	13. 2
(満期釈放)	46	47. 4	49	51.6	41	55. 4	32	47. 1
(仮釈放)	51	52. 6	46	48. 4	33	44.6	36	52. 9
計	97	100.0	95	100.0	74	100.0	68	100.0

盛岡少年院

(1) 非行名別の新収容者数

里位	<u>V</u> :	人,	%
/ -	7	; 4 0	0 H

	罪名	平成	26 年	平成	27 年	平成	28 年	平成	29 年	平成	30 年
	強盗	0	0	4	10.8	1	3. 1	1	2.7	2	7. 7
	強制性交等	2	5. 4	0	0	1	3. 1	2	5. 4	0	0
	暴行	0	0	1	2. 7	0	0	1	2. 7	0	0
	傷害	7	18. 9	7	18. 9	13	40.6	7	18.9	6	23. 1
刑法犯	恐喝	5	13. 5	1	2. 7	2	6.3	4	10.8	2	7. 7
	窃盗	14	37. 9	15	40.6	7	21. 9	14	37. 9	9	34. 6
	詐欺	3	8. 1	2	5. 4	1	3. 1	1	2. 7	3	11.5
	強制わいせつ	2	5. 4	1	2. 7	1	3. 1	1	2. 7	1	3.8
	その他	0	0	1	2. 7	3	9. 4	0	0	1	3.8
過失運転	致死傷等	2	5. 4	1	2. 7	0	0	0	0	1	3.8
	道路交通法	0	0	2	5. 4	1	3. 1	1	2. 7	0	0
特別 法犯	覚せい剤取締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3.8
	その他	1	2.7	1	2. 7	2	6.3	3	8. 1	0	0
ぐ犯		1	2. 7	1	2. 7	0	0	2	5. 4	0	0
	計	37	100	37	100	32	100	37	100	26	100

(2) 年代別の新収容者数

	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	計
平成 26 年	0	0	2	10	5	11	9	37
十成 20 平	0	0	5. 4	27	13.5	29.8	24. 3	100
平成 27 年	0	1	6	3	6	10	11	37
平成 27 平	0	2. 7	16. 2	8. 1	16. 2	27	29.8	100
平成 28 年	1	0	4	6	5	6	10	32
十成 20 平	3. 1	0	12.5	18.8	15. 6	18.8	31. 2	100
亚出 20 年	0	1	2	8	9	10	7	37
平成 29 年	0	2. 7	5. 4	21.6	24. 3	27. 1	18.9	100
平成 30 年	0	0	1	3	6	7	9	26
十成 30 平	0	0	3. 9	11.5	23. 1	26. 9	34. 6	100

(3) 教育程度別の新収容者数

単位:人,%

	中学 在学	中学卒業	高校 中退	高校 在学	高校 卒業	大学 在学	}
平成 26 年	1	15	13	5	3	0	37
平成 20 平	2. 7	40.6	35. 1	13. 5	8. 1	0	100
平成 27 年	2	16	13	5	1	0	37
	5. 4	43.3	35. 1	13. 5	2. 7	0	100
平成 28 年	5	10	9	5	3	0	32
十成 20 平	15. 6	31.3	28. 1	15. 6	9. 4	0	100
平成 29 年	2	7	14	9	4	1	37
十成 29 中	5. 4	18. 9	37. 9	24. 3	10.8	2. 7	100
平成 30 年	0	9	11	5	1	0	26
	0	34. 6	42. 3	19. 2	3. 9	0	100

(4) 仮退院者の帰住先

	実父母	実父	実母	実父 義母	義父 実母	義父 (母)	雇用主	更生保 護施設	その他	計
平成 26 年	7	6	16	1	5	0	2	2	5	44
	15. 9	13.6	36. 4	2. 3	11.4	0	4. 5	4. 5	11.4	100
平成 27 年	7	6	16	1	3	0	2	1	0	36
	19. 4	16. 7	44. 4	2.8	8.3	0	5. 6	2.8	0	100
平成 28 年	8	8	13	0	1	0	1	2	1	34
十成 20 平	23.6	23.6	38. 2	0	2. 9	0	2. 9	5. 9	2. 9	100
平成 29 年	12	0	16	1	2	0	1	1	1	34
十成 29 平	35. 3	0	47. 2	2.9	5. 9	0	2. 9	2. 9	2. 9	100
T-1-00 F	12	2	11	0	3	0	1	0	3	32
平成 30 年	37. 5	6. 2	34. 4	0	9. 4	0	3. 1	0	9. 4	100

仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所

(1) 非行名別の新収容者数

単位	γ	%
= 17.	八.	/0

罪名		平成	26 年	平成	27年	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
	強制性交等	1	4.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	暴行	2	8.0	0	0.0	0	0.0	3	8.6	1	5.6
	傷害	3	12.0	3	33. 3	5	26. 3	8	22.9	1	5.6
	脅迫	1	4.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	恐喝	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2. 9	1	5.6
刑法犯	窃盗	9	36. 0	2	22. 2	9	47. 4	12	34. 3	8	44. 4
	詐欺	2	8.0	1	11. 1	0	0.0	2	5. 7	1	5.6
	強制わいせつ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.6
	暴力行為等処 罰に関する法 律	3	12. 0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5. 6
	その他	1	4.0	0	0.0	2	10.5	3	8.6	0	0.0
	道路交通法	1	4. 0	0	0.0	0	0.0	1	2. 9	0	0.0
特別	覚せい剤取締 法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2. 9	1	5. 6
法犯	銃砲刀剣類所 持等取締法	0	0.0	0	0.0	1	5. 3	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	8.6	2	11. 1
ぐ犯		2	8.0	3	33. 3	2	10.5	1	2. 9	1	5. 6
	計	25	100	9	100	19	100	35	100	18	100

(2) 年代別の新収容者数

	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳 以上	計
平成 26 年	1	3	4	3	7	7	0	25
平成 20 平	4.0	12. 0	16.0	12.0	28.0	28.0	0.0	100
亚出 97 年	0	2	1	1	1	4	0	9
平成 27 年	0.0	22. 2	11. 1	11. 1	11. 1	44. 4	0.0	100
平成 28 年	1	2	1	1	7	6	1	19
十成 20 平	5. 3	10. 5	5. 3	5.3	36.8	31.6	5. 3	100
平成 29 年	0	1	12	4	8	8	2	35
平成 29 平	0.0	2. 9	34. 3	11.4	22. 9	22. 9	5. 7	100
平成 30 年	0	0	4	5	4	5	0	18
十成 30 年	0.0	0.0	22. 2	27.8	22. 2	27.8	0.0	100

(3) 教育程度別の新収容者数

	中学 在学	中学 卒業	高校 中退	高校 在学	高校 卒業	大学 在学	計
五十 oc 左	2	3	4	12	4	0	25
平成 26 年	8. 0	12.0	16. 0	48.0	16.0	0.0	100
平成 27 年	0	3	1	4	1	0	9
	0.0	33. 3	11. 1	44.4	11. 1	0.0	100
平成 28 年	3	1	1	11	3	0	19
平成 20 平	15.8	5. 3	5. 3	57.9	15.8	0.0	100
平成 29 年	3	7	7	16	2	0	0
十成 29 平	8. 6	20.0	20.0	45. 7	5. 7	0.0	100
T-1 00 F	0	5	0	11	1	1	18
平成 30 年	0.0	27. 5	0.0	61. 1	5. 6	5. 6	100

盛岡保護観察所

(1) 盛岡市の保護観察事件取扱件数

	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	総数
平成 25 年	31	4	39	31	105
平成 26 年	30	4	52	31	117
平成 27 年	26	4	40	35	105
平成 28 年	30	4	41	31	106
平成 29 年	36	5	35	35	111
平成 30 年	42	6	43	43	134

(2) 盛岡市の生活環境調整事件取扱件数

単位:件

単位:件

	刑事施設	少年院	総数
平成 25 年	372	17	389
平成 26 年	381	12	393
平成 27 年	354	8	362
平成 28 年	288	10	298
平成 29 年	260	11	271
平成 30 年	265	5	270

(3) 盛岡市の保護観察開始時・終了時の無職者の割合

単位:人

	保護観察開始者		保護観察終了者	
		うち無職者		うち無職者
平成 25 年	61	43 (70.5%)	54	25 (46.3%)
平成 26 年	70	48 (68.6%)	59	24 (40.7%)
平成 27 年	49	35 (71.4%)	59	15 (25.4%)
平成 28 年	63	43 (68.3%)	45	18 (40.0%)
平成 29 年	50	27 (54.0%)	51	13 (25.5%)
平成 30 年	79	53 (67.1%)	66	26 (39.4%)

※学生・生徒、家事従事者は無職者に含めていない。

(4) 盛岡市の協力雇用主の登録業種数 単位:社,%

業種	登録数	割合
建設業	65	43. 6
卸小売業	22	14.8
その他サービス業	16	10. 7
製造業	12	8. 1
運送業	7	4. 7
電気・ガス・水道工事	6	4.0
農林漁業	3	2. 0
飲食業	2	1.3
医療福祉業	1	0.7
その他	15	10. 1
計	149	100.0

盛岡地区保護司会

(1) 保護司数

崩	14		Y	
ш,	111	•	Λ	

分区名	Ż	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	男	19	18	20	23	23
河南分区	女	4	3	5	6	7
	計	23	21	25	29	30
	男	24	24	25	26	25
河北分区	女	15	13	12	14	15
	計	39	37	37	40	40
	男	20	21	19	18	17
厨川分区	女	10	9	10	11	11
	計	30	30	29	29	28
	男	27	27	27	25	27
盛南分区	女	10	9	9	9	10
	計	37	36	36	34	37
-1	男	90	90	91	92	92
計 (盛岡市)	女	39	34	36	40	43
(1114)	計	129	124	127	132	135

(2) 研修等の名称及び回数

単位:回

研修等の名称	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
薬物事犯者の更生	0	0	1	0	0
危険薬物・アルコール依存防止 と再犯防止支援	0	0	0	1	0
SST 研修・社会適応訓練	0	0	0	0	2
定例研修会	4	4	4	4	4
新任保護司研修会	1	1	1	1	1
視察研修	1	0	0	0	0
盛岡地区更生保護団体研修会	1	1	1	1	1

(3) 取扱事件数

単位:件

年	事件種別	河南分区	河北分区	厨川分区	盛南分区	計
	1号	5	3	9	13	30
	2 号	0	1	2	0	3
平成 26 年	3 号	5	9	9	8	31
	4号	3	10	6	7	26
	計	13	23	26	28	90
	1号	2	1	11	12	26
	2 号	0	0	1	2	3
平成 27 年	3 号	1	5	8	4	18
	4号	4	10	5	12	31
	計	7	16	25	30	78
	1号	5	5	8	12	30
	2 号	0	1	0	2	3
平成 28 年	3 号	6	8	3	1	18
	4 号	4	8	4	9	25
	計	15	22	15	24	76
	1号	9	10	6	11	36
	2 号	1	0	0	4	5
平成 29 年	3 号	6	7	1	3	17
	4 号	5	11	4	10	30
	計	21	28	11	28	88
	1号	7	14	9	12	42
	2 号	1	0	3	2	6
平成 30 年	3 号	3	9	2	7	21
	4号	3	16	5	12	36
	計	14	39	19	33	105

事件種別	保護観察の対象となる者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所の決定により、保護観察に付された少年	20 歳に達するまで。ただし,20 歳に達するま での期間が 2 年間に満たない場合は 2 年間
2 号観察	地方更生保護委員会の決定により、少年院からの仮 退院を許された少年	仮退院の期間が満了するまで (通常は 20 歳に 達するまでであるが、26 歳を超えない範囲で 例外が認められている)
3 号観察	地方更生保護委員会の決定により、刑事施設から仮 釈放を許された者	仮釈放の期間 (残期間の満了するまで)
4 号観察	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保 護観察に付された者、又は、刑の一部の執行を猶予 され、保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間,又は刑の一部を 猶予された期間で,いずれもその期間が満了 するまで

盛岡地区更生保護女性の会

(1) 会員数 単位:人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
会員数	257	254	250	243	234

(2) 活動内容

活動内容	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
社会を明るくする運動音楽会				1	1
研修会 • 研修旅行	4	3	3	3	4
青雲荘訪問	12	13	15	11	7
つばめ幼稚園訪問		3	4	4	5
盛岡芸術祭合唱祭			1	1	1
お母さんコーラスのつどい		1	1	1	
本宮ゆいっこまつり				1	1
敬老会コーラス訪問		1	2	1	1
その他	2	1	1		
地域連携協働活動	8	9	9	9	9
盛岡保護観察所活動	13	13	10	11	14
盛岡少年刑務所活動	5	5	5	5	5
盛岡少年院活動	8	7	7	6	6
仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別 支所活動	4	4	5	5	5
更生保護法人岩手保護院活動	19	19	19	19	19
盛岡地区保護司会活動	6	6	7	9	7
社会福祉法人盛岡市社会福祉 協議会活動	2	2	2	2	2

盛岡地区BBS会

(1) 会員数 単位:人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
会員数	138	156	159	170	152

(2) 活動内容

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
合同説明会	0	0	0	0	0
施設訪問活動	0	0	0	0	0
学習支援活動	0	0	0	0	0
街頭補導活動	\circ	\circ	0	0	\circ
新会員研修会	\circ	\circ	0	0	\circ
岩手県児童福祉施設球技大会	0	0	0		0
東北 BBS 大会・東北管内地方別 研修会		0	0	0	0
中央研修会		\circ	0	0	\circ
盛岡少年院クリスマス訪問	\circ	\circ	0	\circ	\circ
祈りの灯	0	0	0	0	0
岩手県更生保護研究大会	0	0	0	0	0
社会を明るくする運動	0	0	0	0	0
盛岡ボランティアまつり				0	
100 キロ歩いてまた海を見よう!	0	0			
社会貢献活動	0	0	0	0	0
ともだち活動	0	0	0	0	0
学生BBS会員研修会				0	
盛岡市長おでかけトーク					0

盛岡市再犯防止推進計画

令和3年3月

発 行 盛岡市

編 集 盛岡市保健福祉部地域福祉課

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12番2号

TEL 019-651-4111 (代表)